

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業  
実施方針等新旧対照表

平成 30 年 6 月 29 日

武豊町

実施方針 新旧対照表

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	i)	項目等	修正前	修正後
1	3	1	1-1	(9)					事業期間終了時の措置	<p>事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。                      なお、事業者は、事業契約期間満了後に本町が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。</p> <p>ただし、経済合理性を考慮し、事業期間終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。</p>	<p>事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。                      なお、事業者は、事業契約期間満了後に本町が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。</p> <p><u>また、事業契約期間満了後も、本町が継続して施設運営を行うことに支障の無い状態で本施設を引渡すこと。なお、引渡しの前に事業者で検査を行い、施設の性能が確保されていることを確認し、本町の承諾を得ることとする。</u></p> <p>ただし、経済合理性を考慮し、事業期間終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。</p>
2	5	1	1-1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	<p>本町は、<u>本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、支払う。</u>なお、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとに支払う。                      また、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利用者から徴収する収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。</p>	<p>本町は、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、支払う。なお、<u>設計業務に係るサービス対価は、設計業務完了年度に、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとの出来高に応じて支払う。</u></p> <p>また、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利用者から徴収する収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。</p>
3	6	1	1-1	(12)					事業スケジュール（予定）	<p>※ごみ処理施設から本施設への熱供給は、平成34年4月を予定している。                      ※運用開始日は、事業契約書に定める日とする。</p>	<p>※ごみ処理施設の試運転及び調整作業は平成33年11月～平成34年3月までの期間に行い、ごみ処理施設から本施設への熱供給の開始は、平成34年4月を予定している。                      ※運用開始日は、事業契約書に定める日とする。</p>
4	9	2	2-3	(1)			②		入札参加者の構成等	<p>② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。</p>	<p>② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として<u>入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。</u></p>

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	i)	項目等	修正前	修正後
5	10	2	2-3	(1)			⑥		入札参加者の構成等	⑥ 本町は、武豊町内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。	⑥ 本町は、武豊町内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。
6	10	2	2-3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（SPCから業務を受託する者を含む。）は、それぞれa)、b)、c)、d)、e)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない。	代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（SPCから業務を受託する者を含む。）は、それぞれa)、b)、c)、d)、e)の要件を満たさなければならない。また、すべての代表企業、構成企業及び協力企業は、本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない。
7	10	2	2-3	(2)		a)			設計業務を行う者	a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。 c. 平成20年10月1日から平成30年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の実施設設計業務を完了した実績を有していること。	a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。 c. 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の実施設設計業務を完了した実績を有していること。
8	10	2	2-3	(2)		b)			建設業務を行う者	a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。 b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。 c. 平成30・31年度武豊町競争入札参加有資格者名簿（建設工事）における建築一式工事経営事項審査の評点が900点以上であり、かつ愛知県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。 d. 平成20年10月1日から平成30年3月31日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁が発注した公共施設等の建築一式工事を元請として完了した実績を有していること。	a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。 b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。 c. 平成30・31年度武豊町競争入札参加資格者名簿（建設工事）における建築一式工事経営事項審査の評点が900点以上であり、かつ愛知県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。 d. 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁（国、地方公共団体に限る。）が発注した公共施設等の建築一式工事を元請として完了した実績を有していること。
9	11	2	2-3	(2)		c)			工事監理業務を行う者	工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、cの要件は、少なくとも1社が該当すること。 a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。 c. 平成20年10月1日から平成30年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。	工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、cの要件は、少なくとも1社が該当すること。 a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。 c. 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積3,000㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	i)	項目等	修正前	修正後
10	11	2	2-3	(2)		d)			維持管理業務を行う者	維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が該当し、bの要件は、少なくとも1社が該当すること。 a. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。 b. 平成20年10月1日から平成30年3月31日までの間に、 <u>延べ面積3,000㎡以上の公共施設又はスポーツ施設等</u> について維持管理業務の実績を有していること。	維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が該当し、bの要件は、少なくとも1社が該当すること。 a. 本町の入札参加資格者名簿(当該年度)に登録されていること。 b. 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に、 <u>屋内温水プールを含むスポーツ施設</u> について <u>3年以上</u> の維持管理業務の実績を有していること。
11	11	2	2-3	(2)		e)			運営業務を行う者	運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が該当し、bの要件は、少なくとも1社が該当すること。 a. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。 b. 平成20年10月1日から平成30年3月31日までの間に <u>屋内プールを含むスポーツ施設</u> について <u>5年以上</u> の運営実績を有すること。	運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が該当し、bの要件は、少なくとも1社が該当すること。 a. 本町の入札参加資格者名簿(当該年度)に登録されていること。 b. 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に、 <u>屋内温水プールを含むスポーツ施設</u> について <u>3年以上</u> の運営業務の実績を有していること。
12	11	2	2-3	(3)					入札参加者及び協力企業の制限	(3) 入札参加者及び協力企業の制限	(3) 入札参加者の制限
13	11	2	2-3	(3)					入札参加者及び協力企業の制限	次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。	次のいずれかに該当する者は、入札参加者(協力企業を含む)となることはできない。
14	12	2	2-3	(3)			⑪		入札参加者及び協力企業の制限	・株式会社 建設技術研究所 ・シリウス総合法律事務所 ・株式会社 学校文化施設研究所 ・株式会社 佐藤設備設計	・株式会社 建設技術研究所 ・シリウス総合法律事務所 ・株式会社 学校文化施設研究所 ・株式会社 佐藤設備設計 ・永井公認会計士事務所
15	13	2	2-3	(3)			⑭		入札参加者及び協力企業の制限	⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、町が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。	⑭ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本町が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
16	13	2	2-3	(4)					SPCの設立等	入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを武豊町内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することも可とする。	入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを武豊町内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。
17	13	2	2-3	(6)					入札参加者及び協力企業の変更	(6) 入札参加者及び協力企業の変更	(6) 入札参加者の変更
18	19	8	8-4						実施方針(案)等に関する説明会及び質問・意見の受付等	8-4 実施方針(案)等に関する説明会及び質問・意見の受付等 (1)実施方針(案)等に関する説明会 (2)実施方針(案)等に関する質問及び意見の受付 (3)実施方針(案)等に関する質問及び意見への回答 (4)実施方針(案)等に関する個別対話 (5)要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付	8-4 実施方針等に関する質問・意見の受付等 (1)実施方針、要求水準書(案)(平成30年6月29日改定)に関する質問及び意見の受付

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	i)	項目等	修正前	修正後
19	19	8	8-4						要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付	<p>(5) 要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付 本町は、要求水準書(案)に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。</p> <p>i) 受付期間:平成30年6月下旬～平成30年7月13日中旬 ii) 受付方法:「様式1 実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、8-5に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。</p>	<p>(1) <u>実施方針、要求水準書(案)(平成30年6月29日改定)</u>に関する質問及び意見の受付 本町は、<u>実施方針、要求水準書(案)(平成30年6月29日改定)</u>に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。</p> <p>i) 受付期間:平成30年7月2日(月)～平成30年7月13日(金) ii) 受付方法:「様式1 <u>実施方針及び要求水準書(案)(平成30年6月29日改定)</u>に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、8-5に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。</p>
20									資料1リスク分担保表 維持管理・運営段階 No63	<p>リスクの種類:運営中の事故リスク リスクの内容:学校利用による児童の事故(事業者事由に起因する事故を除く)</p>	<p>リスクの種類:運営中の事故リスク リスクの内容:学校利用による児童等の事故(事業者事由に起因する事故を除く)</p>

要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1	5	1	3	5	(1)					本町からのサービスの対価	本町は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、支払う。なお、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとに支払う。	本町は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、支払う。なお、設計業務に係るサービス対価は、設計業務完了年度に、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとの出来高に応じて支払う。
2	7	1	3	5						表1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象	(別紙1参照)	
3	7	1	3	5						表1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象	管理諸室、外構、共用部等	事務室、共用部、外構等
4	8	1	3	6						事業スケジュール(予定)	※ごみ処理施設から本施設への熱供給は、平成34年4月を予定している。	※ごみ処理施設の試運転及び調整作業は平成33年11月～平成34年3月までの期間に行い、ごみ処理施設から本施設への熱供給の開始は、平成34年4月を予定している。
5	9	1	5							遵守すべき法制度等	—	⑩ 健康増進法
6	11	1	6		(4)					表1-2 本施設の運営方法の概要	(別紙2-1参照)	
7	11	1	6		(4)					表1-3 学校利用スケジュール(予定)	施設名:屋内温水プール 利用スケジュール:4月下旬～7月中旬の平日:8時～12時半	施設名:屋内温水プール 利用スケジュール:4月下旬～7月中旬の平日:8時半～12時半
8	12	1	6		(6)					表1-6 利用料金	(別紙2-2参照)	

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
9	13	1	3	6	(7)					(7) 熱供給	<p>本施設の熱源は、知多南部広域環境組合が管理するごみ処理施設からの蒸気又は高温水(最大7GJ/h)を利用することとし、事業者は施設規模や整備内容等に応じて適切な熱利用を図ることとする。なお、知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業の事業者が選定された段階で具体的な提供熱量等の諸条件が決定するため、入札説明書公表時に具体的な諸条件を提示する。供給された熱については、原則として余すことなく本施設内で使い切ることとする。使用熱量を管理するため、温度計及びカロリーメーターを設置すること。熱供給配管等の取り合い点は、ごみ処理施設の建物境界付近とし、事業者は取り合い点から熱供給配管等を敷地内に引き込むこととする。なお、ごみ処理施設から熱供給配管等を引き込む際には、臨港道路武豊美浜線の工事範囲を最小限とするよう配慮すること。また、熱交換した後の復水に関しては、原則ごみ処理施設に返送することとする。ごみ処理施設の計画停止による熱供給の停止期間は、年間約7日の予定である。なお、予備熱源としてボイラー等の設備を設けることは不可とする。</p>	<p>本施設の熱源は、知多南部広域環境組合が管理するごみ処理施設からの蒸気(最大7GJ/h)を利用することとし、事業者は施設規模や整備内容等に応じて適切な熱利用を図ることとする。なお、知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業の事業者が選定された段階で具体的な提供熱量等の諸条件が決定するため、入札説明書公表時に具体的な諸条件を提示する。供給された熱については、原則として余すことなく本施設内で使い切ることとする。使用熱量を管理するため、温度計及びカロリーメーターを設置すること。熱供給配管等の取り合い点は、ごみ処理施設の建物境界付近とし、取り合い点から熱供給配管等を本施設敷地内に引き込むこととする。なお、ごみ処理施設敷地内の熱供給配管工事は、ごみ処理施設を整備する事業者が別途実施し、事業者はごみ処理施設敷地境界から本施設まで(臨港道路武豊美浜線含む)の熱供給配管工事を実施することとする。設計・工事に際しては知多南部広域環境組合等との協議を行うこと。ごみ処理施設から熱供給配管等を引き込む際には、臨港道路武豊美浜線の工事範囲を最小限とするよう配慮すること。また、熱交換した後の復水に関しては、原則ごみ処理施設に返送することとする。ごみ処理施設の計画停止による熱供給の停止期間は、年間約9日(毎年2月頃)の予定である。なお、予備熱源としてボイラー等の設備を設けることは不可とする。</p>
10	15	2	1	2	(2)					(2)ゾーニング・諸室配置・動線計画	v)北側接道部(町道)を、メインの出入り口とすること。	—
11	16	2	1	2	(4)	2)				建物内部(天井、床、内壁及び窓等)	iii) プール内の構造、仕上げ、下地材等については、十分な塩素対策等を講じること。	iii) プール内の構造、仕上げ、下地材等については、十分な塩素対策等を講じること。なお、塩素剤を使用しない場合は、この限りではない。
12	23	2	1	6			②			6.周辺インフラとの接続	i)給水管との接続工事にあたっては、本町の上下水道課と協議を行うこと。 ii)敷地北側、南側のいずれの接続も可能である。	i)給水管との接続工事にあたっては、本町の上下水道課と協議を行うこと。 ii)敷地北側、南側のいずれの接続も可能である。 iii)上水道申込金は、事業者の負担とする。
13	27	2	2		(8)				iii)	更衣室	iii) 女子更衣室内に授乳用のスペースを設けることも可とする。	—
14	27	2	2		(8)				iii)	更衣室	iv)更衣室は、スタジオ・トレーニング室利用者の更衣室との併用も可とするが、温浴施設利用者の更衣室との併用は不可とする。	iii)更衣室は、温浴施設・スタジオ・トレーニング室利用者の更衣室との併用も可とするが、温浴施設利用者の更衣室との併用は不可とする。
15	28	2	2	2					i)	温浴施設	i)浴室は、男女別に設置し、健康維持増進効果が得られ、利用者にとって魅力の高い機能を備える各種浴槽等を、適宜設置すること。なお、具体的な浴槽の種類、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとするが、男女別に20人程度が同時に利用できるようにすること。	i)浴室は、男女別に設置し、健康維持増進効果が得られ、利用者にとって魅力の高い機能を備える各種浴槽等を、適宜設置すること。なお、具体的な浴槽の種類、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとするが、浴室内に男女別に20人以上が同時に利用できるようにすること。
16	28	2	2	2					viii)	温浴施設	viii)更衣室は、男女別に想定利用者数に応じた十分な広さを確保し、ロッカー、洗面化粧コーナー、水飲み設備及び必要な備品を適宜設置すること。なお、スタジオ・トレーニング室利用者の更衣室との併用も可とするが、屋内温水プール利用者の更衣室との併用は不可とする。	viii)更衣室は、男女別に想定利用者数に応じた十分な広さを確保し、ロッカー、洗面化粧コーナー、水飲み設備及び必要な備品を適宜設置すること。なお、屋内温水プール・スタジオ・トレーニング室利用者の更衣室との併用も可とし、事業者提案によるものとする。

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
17	28	2	2	2					ix)	温浴施設	—	ix) 脱衣室は、屋内温水プール利用者の更衣室との併用は不可とする。
18	28	2	2	3	(1)				i)	スタジオ	i) スタジオは、40人程度が同時に利用できることを想定するが、利用形態により2室に仕切れる可動間仕切り壁を設置する等、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとする。	i) スタジオは、40人以上が同時に利用できることを想定するが、利用形態により2室に仕切れる可動間仕切り壁を設置する等、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとする。
19	28	2	2	3	(1)				ii)	スタジオ	—	ii) 一般利用者への貸出も想定すること。
20	28	2	2	3	(1)				ii)	スタジオ	ii) ダンスやストレッチ等で、自分の姿が確認できるように一面以上壁を鏡張りとする。	iii) 一面以上壁を鏡張りとする等、ダンスやストレッチ等で、自分の姿が確認できるようにすること。
21	28	2	2	3	(2)				i)	トレーニング室	i) トレーニング室は、40人程度が同時に利用できる規模とする。	i) トレーニング室は、40人以上が同時に利用できる規模とする。
22	29	2	2	4					i)	会議室	i) 会議室は、50人程度を収容できるスペースを確保すること。	i) 会議室は、50人以上を収容できるスペースを確保すること。
23	30	2	2	6	(4)				iv)	その他	—	iv) 授乳用のスペースを設けること。
24	47	3	3							建築設備保守管理業務	なお、保守管理業務の対象は、「添付資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示す建築設備(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備等、熱供給設備、プール設備、温浴設備、その他設備等)とする。	なお、保守管理業務の対象は、「添付資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示す建築設備(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備等、熱供給設備(熱供給管含む)、プール設備、温浴設備、その他設備等)とする。



No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
25	54	4	8							修繕業務	<p>事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本町に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。</p> <p>i) 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本町に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。</p> <p>ii) 具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本町が承諾するものとする。</p> <p>iii) 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本町の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、行った修繕の設計図及び完成図等の書面を本町に提出すること。</p> <p>iv) 事業者は、修繕に必要な経費として、総額45,000千円(税込)を計上し、事業期間全体での長期修繕(保全)計画を作成すること。なお、毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕(保全)計画をもとに支払うこととする。</p>	<p>事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、修繕(保全)計画に基づいて修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。</p> <p>i) 事業者は、修繕に必要な経費として、総額45,000千円(税込)を上限とし、修繕(保全)計画を作成し、本町に提出すること。なお、修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行い、前年度の9月末日までに本町に提出すること。また、計画作成の際には、事業期間終了後2年間は、修繕を必要としないことを前提に計画すること。</p> <p>ii) 毎事業年度の修繕費は、当該修繕(保全)計画をもとに支払う予定であるが、執行残額は毎事業年度の終了時に、本町に返還すること。なお、計画外の対応等により修繕費が不足した場合は、本町と協議するものとする。なお、提案施設については対象外とする。</p> <p>iii) 具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本町が承諾するものとする。なお、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。</p> <p>iv) 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本町の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、行った修繕の設計図及び完成図等の書面を本町に提出すること。</p>
26	58	5	1	7	(8)				iii)	クレーム・事故対応	<p>iii) 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、毎月の業務報告書(運営業務・統括管理業務)に記載し、本町へ報告すること。</p>	<p>iii) 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、毎月の運営業務に係る業務報告書に記載し、本町へ報告すること。</p>
27	58	5	1	7	(8)				iv)	クレーム・事故対応	<p>iv) 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本町に報告すること。また、事業者の運営業務・統括管理業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本町に速やかに報告し、対応について協議すること。</p>	<p>iv) 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本町に報告すること。また、事業者の運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本町に速やかに報告し、対応について協議すること。</p>

## 修正前

P7、1章、3節、5

表 1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象

機能	施設 整備	維持 管理	運営	光熱 水費	運営収入 (事業者が利用 者から徴収)	使用料 (事業者から本 町への支払い)
屋内温水プール	●	●	▲	●	あり (利用料収入)	なし
温浴施設	●	●	△	●	あり (利用料収入)	なし
スタジオ	●	●	△	●	あり (利用料収入)	なし
トレーニング室	●	●	△	●	あり (利用料収入)	なし
会議室	●	●	△	●	あり (利用料収入)	なし
管理諸室、外構、共 用部等	●	●	●	●	—	—
自主事業（各種教 室、物品販売等）	—	●	○	●	あり (自主事業に係 る売上)	無償
提案施設（ジャグジ ー、サウナ・露天風 呂等）	●	●	△	●	あり	無償
提案施設（飲食店、 売店等）	●	●	○	○	あり	無償

●…サービスの対価に含まれるもの

○…独立採算型事業として、運営収入により賄うもの

▲…学校利用にかかる費用のみサービスの対価に含まれるもの

△…運営収入による不足分の費用はサービスの対価に含まれるもの

## 修正後

P7、1章、3節、5

表 1-1 本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象

機能	施設 整備	維持 管理	運営	光熱 水費	運営収入 (事業者が利用 者から徴収)	使用料 (事業者から本 町への支払い)
屋内温水プール	●	●	▲	●	あり (利用料収入)	なし
温浴施設	●	●	○	●	あり (利用料収入)	なし
スタジオ	●	●	○	●	あり (利用料収入)	なし
トレーニング室	●	●	○	●	あり (利用料収入)	なし
会議室	●	●	○	●	あり (利用料収入)	なし
事務室、外構、共用 部等	●	●	●	●	—	—
自主事業（各種教 室、物品販売等）	—	○	○	○	あり (自主事業に係 る売上)	無償
提案施設（ジャグジ ー、サウナ・露天風 呂等）	●	○	○	○	あり	無償
提案施設（飲食店、 売店等）	●	○	○	○	あり	無償

●…サービスの対価に含まれるもの

○…独立採算型事業として、運営収入により賄うもの

▲…学校利用にかかる費用と運営収入による不足分の費用はサービスの対価に含まれるもの

修正前			修正後		
P11、1章、6節、(4) 表 1-2 本施設の運営方法の概要			P11、1章、6節、(4) 表 1-2 本施設の運営方法の概要		
施設名	利用者	開館可能時間	施設名	利用者	開館可能時間
屋内温水プール	一般利用者（個人／団体） ※表 1-3 の利用期間を除く	平日：9時～22時 土日等：9時～22時	屋内温水プール	一般利用者（個人／団体） ※1-3 の利用期間を除く	平日：9時～ <u>23時</u> 土日等：9時～ <u>23時</u>
温浴施設	一般利用者（個人）	平日：9時～22時 土日等：9時～22時	温浴施設	一般利用者（個人）	平日：9時～ <u>23時</u> 土日等：9時～ <u>23時</u>
スタジオ・トレーニング室	一般利用者（個人／団体）	平日：9時～22時 土日等：9時～22時	スタジオ・トレーニング室	一般利用者（個人／団体）	平日：9時～ <u>23時</u> 土日等：9時～ <u>23時</u>
会議室	一般利用者（個人／団体）	平日：9時～22時 土日等：9時～22時	会議室	一般利用者（個人／団体）	平日：9時～ <u>23時</u> 土日等：9時～ <u>23時</u>

修正前			修正後		
P12、1章、6節、(6) 表 1-6 利用料金			P12、1章、6節、(6) 表 1-6 利用料金		
	利用料金	備考		利用料金	備考
屋内温水プール	500円／回（上限）	町内外在住・在勤者問わず、利用料金は一律とする。	屋内温水プール	500円／回（上限）	町内外在住・在勤者問わず、利用料金は一律とする。 <u>子ども、高齢者等に配慮した利用料金設定とすること。</u>
温浴施設	500円／回（上限）		温浴施設	事業者の提案による	
スタジオ・トレーニング室	事業者の提案による		スタジオ・トレーニング室	事業者の提案による	
会議室	事業者の提案による		会議室	事業者の提案による	